

平成29年度 第1回むつ市地域公共交通活性化協議会

日時：平成29年9月20日(水)

午後3時30分から

場所：むつ市役所 第3会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協議案件

市町村運営有償運送に係る更新登録の申請について

4 報告案件

「脇野沢～源藤城線」の路線区間短縮について

5 その他

むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

6 閉 会

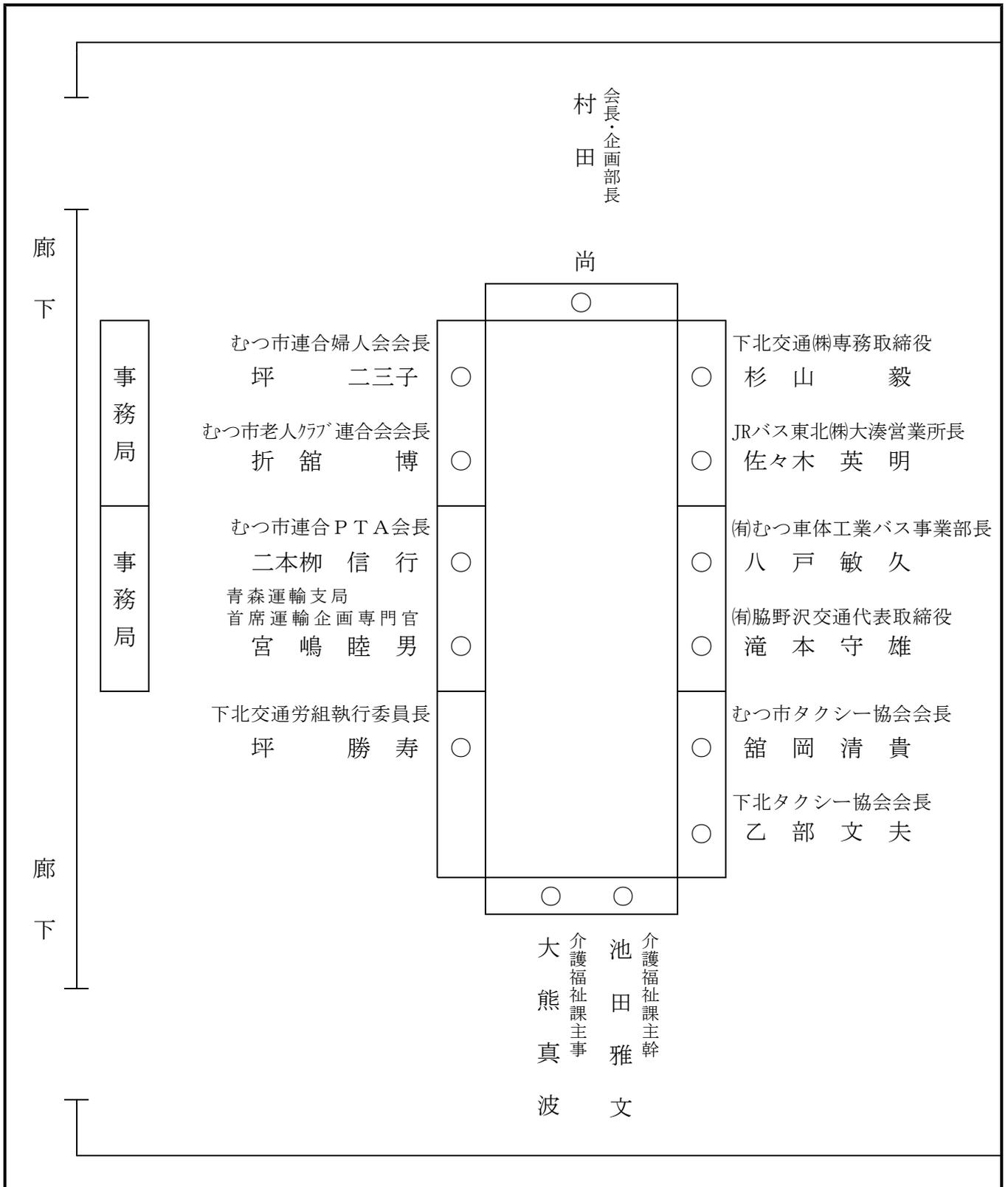
**平成29年度 第1回
むつ市地域公共交通活性化協議会**

日時：平成29年9月20日（水）

午後3時30分から

場所：むつ市役所 第3会議室

席 図



むつ市地域公共交通活性化協議会委員名簿

	該当規定	委員所属団体	職名	委員氏名	備考	出席
1	第2項第1号委員	むつ市	企画部長	村田 尚	会長	○
2	第2号委員 (バス事業者)	下北交通株式会社	専務取締役	杉山 毅		○
3		JRバス東北(株)大湊営業所	所長	佐々木 英明		○
4		有限会社むつ車体工業	バス事業部長	八戸 敏久		○
5		有限会社脇野沢交通	代表取締役	滝本 守雄		○
6	第3号委員 (タクシー事業者)	むつ市タクシー協会	会長	舘岡 清貴		○
7		下北タクシー協会	会長	乙部 文夫		○
8	第4号委員 (住民・利用者)	高等学校長協会下北支部	田名部高等学校 校長	今井 啓之		欠席
9		むつ市連合婦人会	会長	坪 二三子		○
10		むつ市老人クラブ連合会	会長	折舘 博		○
11		一般社団法人むつ青年会議所	理事長	山道 直寿		欠席
12		むつ市連合PTA	会長	二本柳 信行		○
13		むつ商工会議所	専務理事	鹿内 徹		欠席
14	第5号委員	国土交通省東北運輸局青森運輸支局	首席運輸企画 専門官	宮嶋 睦男		○
15	第6号委員	下北交通労働組合	執行委員長	坪 勝寿		○

1	事務局	企画部企画調整課	課長	吉田 和久
2			総括主幹	青山 諭
3			主事	内山 弘士郎
4			主事	賀佐 大智

平成29年度
第1回むつ市地域公共交通活性化協議会

資料集

協議案件 市町村運営有償運送に係る更新登録の申請について

資料1-1	概要資料	P. 1
資料1-2	外出支援サービス事業について	P. 2
資料1-3	更新登録の申請資料	P. 5

報告案件 「脇野沢～源藤城線」の路線区間短縮について

資料2-1	概要資料	P. 8
資料2-2	源藤城線の路線の変更について	P. 9

その他 むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

資料3-1	概要資料	P. 13
資料3-2	改正要綱	P. 15
資料3-3	新旧対照表	P. 16

協議案件

市町村運営有償運送に係る更新登録の申請について

【内容】

市では、外出が困難な高齢者及び障害等を有する方を対象に、福祉輸送車両で送迎するサービスを市社会福祉協議会に委託し実施しています。

この運送サービスは、道路運送法第78条第2号で定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則第49条第1号の市町村運営有償運送に該当するもので、地域公共交通会議の協議結果に基づいて実施することとなっています。

現在の運行許可は、平成26年10月1日から平成29年9月30日までとなっていることから、3ヶ年の更新申請をするために、本協議会において意見集約を図るものです。

(詳しくは担当課提出資料を参照)

【事業概要】

◇運行主体 : むつ市 (市社会福祉協議会に委託)

◇運送の区域 : むつ市を発地又は着地とする区域

◇利用料金 : 走行距離に応じて規定 (会員登録が必要 : 1, 230円/年)

～ 外出支援サービス事業について ～

◎目的

外出が困難な高齢者及び障害等を有する方に対して、リフト付きストレッチャー装着ワゴン車等の利用を提供する外出支援サービスを実施することにより、住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、高齢者等の保健福祉の向上と高齢者等の家族の負担の軽減を図ります。

◎対象者

市の区域に住所を有し、かつ、下記のいずれかに該当する方であって、むつ市福祉輸送車両会員登録証兼会員登録料領収証の交付を受けた方

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項規定する要介護認定において要介護度が3以上の者であって、車いす又はストレッチャーを利用しなければ移動することが困難である者
- (2) 身体に障害を有する者であって、車いす又はストレッチャーを利用しなければ移動することが困難である者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

※1 会員制 : 会員登録料 1,230円(月割は無し)

◎利用料金の支払い方法

走行距離メーター器が表示するキロ数に応じて、むつ市が発行する利用券により受託事業者に利用料金を支払います。

利用料金は、走行距離により下記のとおりとなります。

走行距離	利用料	走行距離	利用料
3kmまで	600円	30kmまで	2,000円
5kmまで	900円	35kmまで	2,200円
10kmまで	1,200円	40kmまで	2,400円
15kmまで	1,400円	45kmまで	2,600円
20kmまで	1,600円	50kmまで	2,800円
25kmまで	1,800円	50kmを超える場合	10kmにつき700円

◎受付時間等

受付時間 : 午前8時30分から午後5時15分

車両の運行時間 : 午前9時00分から午後5時00分

受付及び車両運行の休日 : 市の休日並びに1月2日、3日及び12月28日から12月31日

～ 外出支援サービス事業について ～

◎委託先

社会福祉法人 むつ市社会福祉協議会(H17年度～)

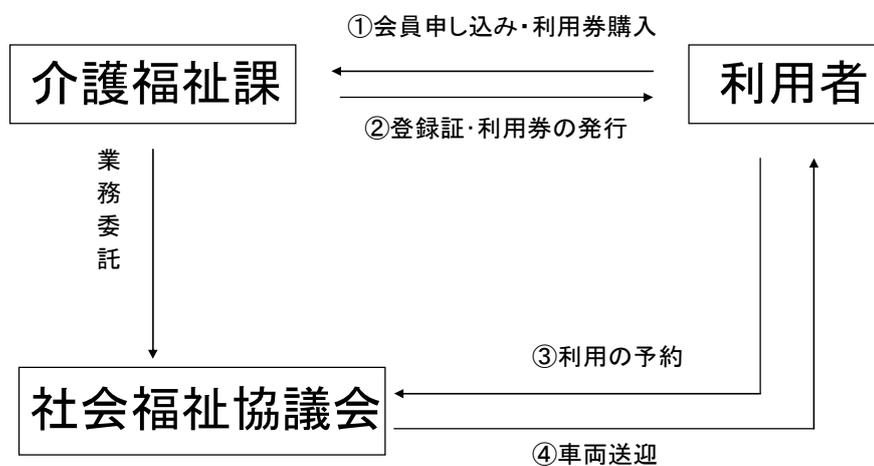
◎実績(過去5年分)

	会員登録者	利用料金 (会員登録料)	利用回数	走行距離
H24年度	381人	4,401,000円 (457,200円)	4,885回	43,112.0km
H25年度	351人	4,374,900円 (421,200円)	4,788回	44,747.4km
H26年度	272人	3,752,800円 (326,400円)	4,098回	37,882.7km
H27年度	246人	4,602,800円 (302,580円)	3,932回	41,562.1km
H28年度	228人	3,565,900円 (280,440円)	3,133回	31,007.4km

※H26年度から、対象者を要介護1以上から要介護3以上へ変更

※H27年度から、会員登録料を1,200円から1,230円へ変更

外出支援サービス 利用の流れ



- 登録・購入手続きは、代理・代行可能
- 本所・支所間で利用調整の上、送迎を行う

※車両台数(平成29年8月末現在)

本所: 3台(車いす・ストレッチャー兼用車)

川内支所: 1台(車いす・ストレッチャー兼用車)

脇野沢支所: 1台(車いす・ストレッチャー兼用車)

平成 2 9 年 月 日

東北運輸局 青森運輸支局長 殿

名 称 むつ市役所
住 所 むつ市中央一丁目 8 番 1 号
代表者の氏名 むつ市長 宮 下 宗一郎

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 7 9 条の 6 及び同法施行規則第 5 1 条の 1 0 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1. 名称、住所、代表者の氏名
むつ市役所 むつ市中央一丁目 8 番 1 号 むつ市長 宮下 宗一郎
- 2. 登録番号
東青市福第 8 号
- 3. 自家用有償旅客運送の種別
(市町村運営有償運送：交通空白輸送（又は市町村福祉輸送）)
市町村運営有償運送：市町村福祉輸送

4. 路線又は運送の区域

- ・ (1) 路 線 (交通空白輸送に係るもの)

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				
4				
5				

- ・ (2) 運送の区域 (市町村福祉輸送に係るもの)

区 域	備 考
むつ市を発地又は着地とする区域	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
むつ市社会福祉協議会 本 所	むつ市中央一丁目8番1号
むつ市社会福祉協議会 川 内 支 所	むつ市川内町川内477番地
むつ市社会福祉協議会 脇 野 沢 支 所	むつ市脇野沢渡向107番地1

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
	バス	普通自動車	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
むつ市社会福祉協議会 本 所				()	()	3 ()	()	()	()	3 ()
むつ市社会福祉協議会 川 内 支 所				()	()	1 ()	()	()	()	1 ()
むつ市社会福祉協議会 脇 野 沢 支 所				()	()	1 ()	()	()	()	1 ()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送	市町村福祉輸送
	○

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

別紙料金表のとおり

福祉輸送車両利用料

走行距離	利用料
3 kmまで	600円
5 kmまで	900円
10 kmまで	1,200円
15 kmまで	1,400円
20 kmまで	1,600円
25 kmまで	1,800円
30 kmまで	2,000円
35 kmまで	2,200円
40 kmまで	2,400円
45 kmまで	2,600円
50 kmまで	2,800円
50 kmを超える場合	10 kmにつき700円

備考 利用料は、降車の都度、精算するものとする。

報告案件

「脇野沢～源藤城線」の路線区間短縮について

【内容】

(有)脇野沢交通にて運行している、脇野沢地区の市街地と源藤城地区を結ぶ「脇野沢～源藤城線」について、脇野沢川の一連の河川改修に伴い、脇野沢庁舎と国道 338 号線を結ぶ「かつらざわ橋」が開通したことから、当該路線を変更し、区間距離を短縮し、平成 29 年 5 月 1 日から運行しています。

当該路線の区間距離の変更について、事業者である(有)脇野沢交通から報告するものです。

(詳しくは事業者提出資料を参照)

【変更の概要】

◇庁舎前から保養センターまでの区間の路線を変更し、同区間の区間距離を 2.9 キロメートルから 2.6 キロメートルに変更

※停留所、運賃及び運行時刻については変更無し

むつ市地域公共交通活性化協議会 提出資料

平成29年9月20日

弊社の運行する源藤城線の路線の変更について

(有)脇野沢交通

今春新しい橋「かつらざわ橋」の完成を受けて、平成29年5月1日より弊社源藤城線の路線を変更いたしました。

路線の変更に伴う、路線の延長及び運行系統の変更により、区間距離の変更(短縮)等についてご報告いたします。

なお、運賃・運行時刻については変更ありません。

- ・ 認可を受けた日
平成29年4月26日 (写しを添付)
- ・ 変更実施
平成29年5月1日
- ・ 変更内容
別紙
- ・ 変更理由
道路路面状況の改善と急カーブの回数の減少により利用環境の改善を計る



東自旅一第 56 号

認 可 書

有限会社 脇野沢交通
代表取締役 滝本 守雄 殿

平成29年3月9日付け申請の下記路線における一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)の事業計画変更は、認可する。

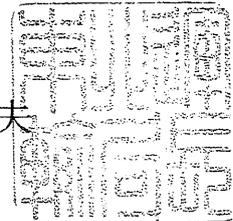
記

路 線

1. 青森県むつ市脇野沢渡向107-1 から
同 県同 市脇野沢桂沢211-1 まで

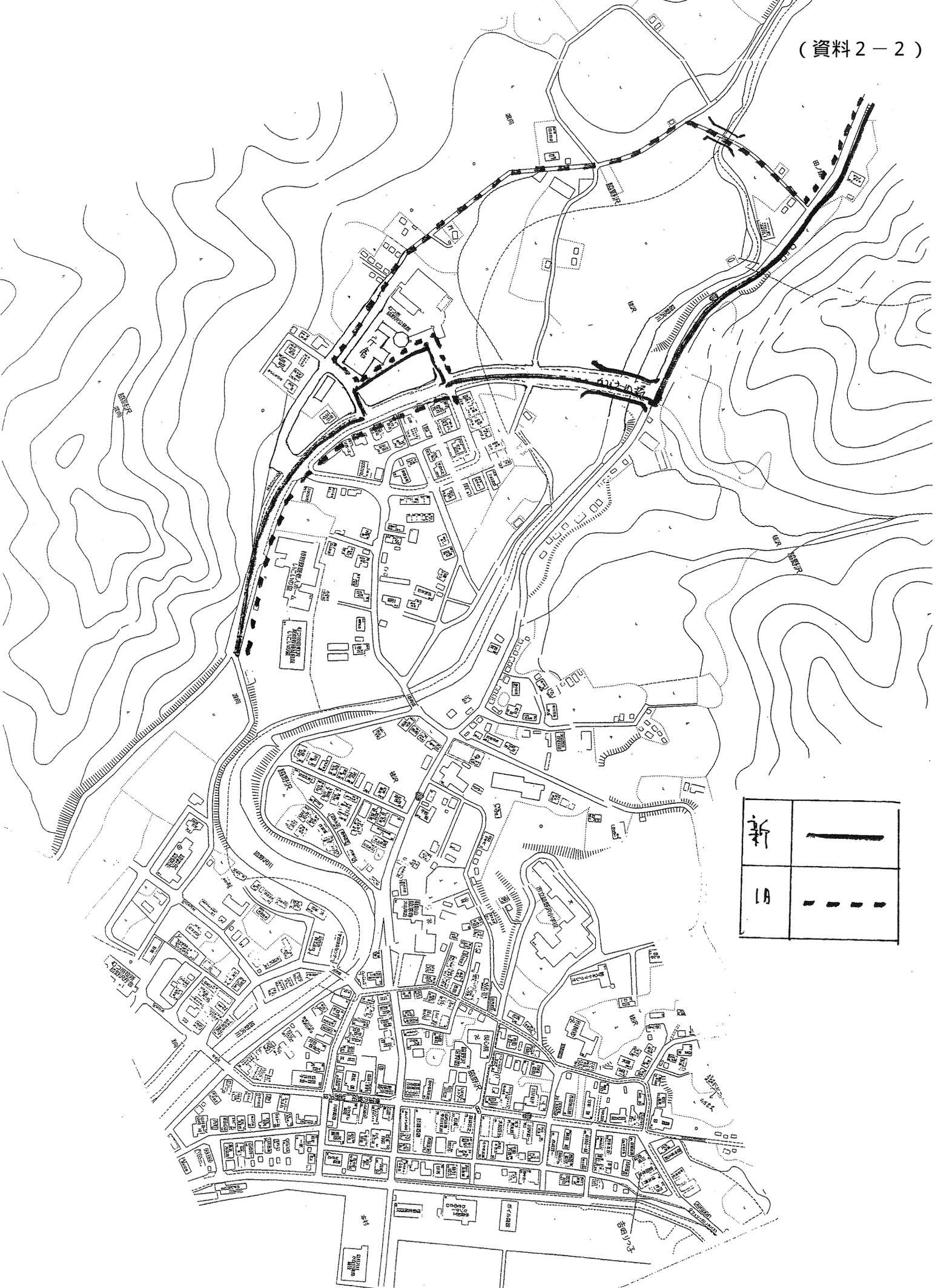
平成29年4月26日

東北運輸局長 尾関 良夫



路線番号 4

東 北 運 輸 局



新	—
旧	- - -

区間料表及び区間時分の新旧対照表 (協議会提出)

源藤城線

《新》

区間料表 km

5.3	4.5	4.2	3.6	3.4	0.8	0.4	0.2	脇野沢
5.1	4.3	4.0	3.4	3.2	0.6	0.2	消防分署前	1
4.9	4.1	3.8	3.2	3.0	0.4	診療所	1	2
4.5	3.7	3.4	2.8	2.6	庁舎前	1	2	3
1.9	1.1	0.8	0.2	保養センター	4	5	6	7
1.7	0.9	0.6	野猿公苑	1	5	6	7	8
1.1	0.3	滝山	1	2	6	7	8	9
0.8	片貝	1	2	3	7	8	9	10
源藤城	1	2	3	4	8	9	10	11

区間時分表 分

《旧》

区間料表 km

5.6	4.8	4.5	3.9	3.7	0.8	0.4	0.2	脇野沢
5.4	4.6	4.3	3.7	3.5	0.6	0.2	消防分署前	1
5.2	4.4	4.1	3.5	3.3	0.4	診療所	1	2
4.8	4.0	3.7	3.1	2.9	庁舎前	1	2	3
1.9	1.1	0.8	0.2	保養センター	4	5	6	7
1.7	0.9	0.6	野猿公苑	1	5	6	7	8
1.1	0.3	滝山	1	2	6	7	8	9
0.8	片貝	1	2	3	7	8	9	10
源藤城	1	2	3	4	8	9	10	11

区間時分表 分

むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

【協議会の概要】

- ・むつ市における地域需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、平成 20 年 9 月 12 日に設立
- ・行政、交通事業者及び地域住民による協議、検討の場として、平成 20 年度から平成 26 年度にかけて会議を計 16 回開催（書面協議を除く）
- ・設立時には、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づく「地域公共交通会議」としての協議を行い、将来的には、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に定める「地域公共交通総合連携計画（平成 26 年の同法改正により名称を「地域公共交通網形成計画」に変更）」の策定も視野に入れ、設置要綱を制定

【一部改正の趣旨】

- ・設立時に想定していた「地域公共交通総合連携計画」の策定については、平成 21 年 12 月 24 日に設立した下北地域公共交通総合連携協議会において協議することとされたことから、本協議会においては「地域公共交通会議」としての協議のみを行っている状況であるため、平成 29 年 9 月 6 日付けで協議会設置要綱の一部改正を行った。

【改正点】

- ・地域公共交通総合連携計画に関する規定を削除する。（第 2 条～第 4 条）
- ・平成 29 年度の組織改革に伴い、本協議会の庶務を所掌する部の名称を改める。（第 8 条）

むつ市地域公共交通活性化協議会 開催実績

むつ市地域公共交通活性化協議会	開催日	案件
平成20年度第1回	平成20年9月26日	協議案件 (1)副会長の選任 (2)むつ市地域公共交通活性化協議会設置の主旨及び概要説明 (3)むつ市のバス交通の現状について (4)新たな公共交通システムについて(事例紹介) (5)市町村運営有償運送について (6)JRバス東北下北線(並川町線)の一部廃止について (7)その他
平成20年度第2回	平成20年10月24日	協議案件 (1)松山団地循環線の廃止及びその他路線の減便について (2)基礎情報の提供(高校スクールバス)について (3)検討課題の整理及び意見交換 (4)その他
平成20年度第3回	平成21年2月27日	協議案件 (1)市役所本庁舎移転に伴う路線の新設について[JRバス東北] (2)中央クリニックモール循環線の路線変更(一部廃止)について[下北交通] 報告案件 (1)市内線等の減便について[下北交通] (2)廃止代替バスに関する協議の進め方について
平成23年度第1回	平成23年9月20日	協議案件 (1)市町村運営有償運送に係る更新登録の申請について (2)むつ市地域公共交通活性化協議会川内地区分科会の設置について (3)その他
平成23年度第1回(大畑地区分科会)	平成23年11月22日	協議案件 (1)デマンド型乗合タクシーの経緯、事業実績等について (2)デマンド型乗合タクシーの事業継続の可否について (3)その他
平成23年度第2回	平成23年12月27日	協議案件 (1)大畑地区における「デマンド型乗合タクシー」本格運行の実施について (2)その他
平成24年度第1回(川内地区分科会)	平成24年4月27日	案件 ①むつ市公共交通活性化協議会の概要及び川内分科会の設置について ②平成23年9月以降の「川内～湯野川線」の状況について ③公共交通システムについて
平成24年度第2回(川内地区分科会)	平成24年5月31日	案件 「川内～湯野川線」の路線変更について
平成24年度第1回	平成24年6月21日	協議案件 (1)平成24年9月1日以降の「川内～湯野川線」の運行について (2)その他
平成24年度第1回(大畑地区分科会)	平成25年2月22日	案件 デマンド型乗合タクシーの運行時刻変更について
平成25年度第1回(川内地区分科会)	平成25年7月11日	案件 「川内～湯野川線」の路線変更について
平成25年度第1回	平成25年7月29日	協議案件 (1)平成25年9月1日以降の「川内～湯野川線」の運行について (2)その他
平成25年度第2回	平成25年10月30日	協議案件 (1)下北交通(株)市内線の再編について (2)その他
平成25年度第3回(書面協議)	平成26年3月5日	協議案件 (1)下北交通(株)恐山線の運行内容変更について
平成26年度第1回	平成26年6月26日	協議案件 (1)平成26年9月1日以降の「川内～湯野川線」の運行について (2)市町村運営有償運送に係る更新登録の申請について
平成26年度第1回(大畑地区分科会)	平成26年12月22日	案件 下北交通(株)「関根橋・大畑校舎線」の廃止について
平成26年度第2回	平成27年2月25日	協議案件 (1)下北交通(株)「関根橋・大畑校舎線」の廃止について (2)むつ市外出支援サービスの料金改定について

むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正する要綱

平成29年9月6日制定

むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱（平成20年9月12日制定）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第3条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第4条第5項を削る。

第8条中「総務政策部企画調整課」を「企画部企画調整課」に改める。

むつ市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、次に掲げる者を構成員として加えることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）に定める地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び同計画の実施に係る連絡調整</u></p> <p><u>(4)・(5)</u> (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、次に掲げる者を構成員として加えることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 鉄道又は海上運送を含めた連携計画の策定及び実施に係る事項について協議を行う場合には、次に掲げる者</u></p> <p><u>ア 鉄道事業者</u></p> <p><u>イ 港湾管理者又はその指名する者</u></p> <p><u>ウ 航路事業者又はその指名する者</u></p> <p><u>エ 前号イに掲げる者</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p>

(会長等)

第 4 条 (略)

2 ~ 4 (略)

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(会長等)

第 4 条 (略)

2 ~ 4 (略)

5 協議会において、活性化再生法に基づく連携計画を策定することとした場合には、監事 2 名を置くこととし、会長が指名する。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、総務政策部企画調整課において処理する。